

# ＊北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総 務 部  
行 政 局  
文 書 課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次

### 告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (総務部総務課)	32
○土地改良法による道営換地処分…………… (農業施設管理課)	33
○知事権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	33
○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課)	33
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	33
○土砂災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	34
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	35
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正…………… (調達課)	38
<b>総合振興局告示及び振興局告示</b>	
○特定調達契約に係る入札の公告 (2件)……………	39
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)……………	42
<b>道警察本部告示</b>	
○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)……………	42

### 告 示

#### 北海道告示第172号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年3月9日

北海道知事 鈴木直道

#### 1 落札に係る物品等の名称及び数量

##### (1) 北海道庁本庁舎等で使用する電力

ア 基本料金 (契約電力1kW当たりの単価)	1,740kW
イ 電力量料金 (使用電力量1kWh当たりの単価)	4,737,000kWh

##### (2) 北海道庁指定庁舎等で使用する電力 (業務用A)

ア 業務用電力 (一般)	
(ア) 基本料金 (契約電力1kW当たりの単価)	2,887kW
(イ) 電力量料金 (使用電力量1kWh当たりの単価)	5,666,400kWh

#### イ 業務用電力 (休日平日別)

(ア) 基本料金 (契約電力1kW当たりの単価)	1,890kW
(イ) 電力量料金 (平日) (使用電力量1kWh当たりの単価)	3,762,100kWh
(ウ) 電力量料金 (休日) (使用電力量1kWh当たりの単価)	982,400kWh

#### ウ 業務用電力 (時間帯別)

(ア) 基本料金 (契約電力1kW当たりの単価)	46kW
(イ) 電力量料金 (昼間) (使用電力量1kWh当たりの単価)	23,100kWh
(ウ) 電力量料金 (夜間) (使用電力量1kWh当たりの単価)	26,800kWh

#### (3) 北海道庁指定庁舎等で使用する電力 (業務用B)

##### ア 業務用電力 (一般)

(ア) 基本料金 (契約電力1kW当たりの単価)	401kW
(イ) 電力量料金 (使用電力量1kWh当たりの単価)	1,484,200kWh

#### イ 業務用電力 (休日平日別)

(ア) 基本料金 (契約電力1kW当たりの単価)	984kW
(イ) 電力量料金 (平日) (使用電力量1kWh当たりの単価)	2,733,300kWh
(ウ) 電力量料金 (休日) (使用電力量1kWh当たりの単価)	1,147,100kWh

#### 2 落札を決定した日

令和3年1月14日

#### 3 落札者の氏名及び住所

##### (1) 1の(1)

ア 氏 名 株式会社エネット  
イ 住 所 東京都港区芝公園2丁目6番3号

##### (2) 1の(2)及び(3)

ア 氏 名 株式会社ホープ  
イ 住 所 福岡県福岡市中央区薬院1丁目14番5号

#### 4 落札金額

(1) 1の(1)のア	784.00円
(2) 1の(1)のイ	16.41円
(3) 1の(2)のアの(ア)	690.00円
(4) 1の(2)のアの(イ)	17.30円
(5) 1の(2)のイの(ア)	680.00円
(6) 1の(2)のイの(イ)	16.28円
(7) 1の(2)のイの(ウ)	15.25円
(8) 1の(2)のウの(ア)	750.00円
(9) 1の(2)のウの(イ)	20.93円

- (10) 1の(2)のウの(ウ) 14.71円
- (11) 1の(3)のアの(ア) 700.00円
- (12) 1の(3)のアの(イ) 17.20円
- (13) 1の(3)のイの(ア) 850.00円
- (14) 1の(3)のイの(イ) 16.28円
- (15) 1の(3)のイの(ウ) 15.25円

5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

6 一般競争入札の公告  
令和2年12月1日付け北海道告示第736号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道総務部総務課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

#### 北海道告示第173号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、北斗市及び七飯町町の白川地区の換地処分をした。

令和3年3月9日

北海道知事 鈴木直道

#### 北海道告示第174号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和3年3月9日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字宇隆16の11地先・13の1・14・16の11  
(以上1筆地先3筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 水源の涵養
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡厚真町字桜丘190の1（次の図に示す部分に限る。）、192の3
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第175号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和3年3月9日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林の所在場所 勇払郡厚真町字宇隆169の4（次の図に示す部分に限る。）、185
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字宇隆185（次の図に示す部分に限る。）、169の4  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 北海道告示第176号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年3月9日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林 北見市（次の図に示す部分に限る。）  
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第177号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年3月9日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
お寺の沢川（I-24-0320）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
二海郡八雲町熊石館平町、熊石相沼町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
相沼墓地の沢川（II-24-0340）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
二海郡八雲町熊石相沼町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

山脇の川（I-24-0370）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
二海郡八雲町熊石折戸町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
折戸の沢（I-24-0380）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
二海郡八雲町熊石折戸町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
相沼内（2-12-135）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
二海郡八雲町熊石相沼町、熊石泊川町、熊石館平町、熊石折戸町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
地滑り
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
熊石東鳴神（I-2-493-1531）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
二海郡八雲町熊石鳴神町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
鳴神1の沢（I-24-0060）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
二海郡八雲町熊石鳴神町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号  
中鳴神川（I-24-0070）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示  
二海郡八雲町熊石鳴神町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

<p>9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 鳴神川（Ⅰ－24－0090）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 二世郡八雲町熊石鳴神町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 常豊の沢川（Ⅱ－85－0200）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 十勝郡浦幌町字常豊（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 帯富四の沢川（Ⅲ－85－001）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 十勝郡浦幌町字帯富（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 帯富二の沢川（Ⅲ－85－003）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 十勝郡浦幌町字帯富（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 活平（8－8－411）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 十勝郡浦幌町字活平（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 常豊（8－11－497）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 十勝郡浦幌町字常豊、字帯富（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類</p>	<p>地滑り</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 上厚内（〈3〉－8－649）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 十勝郡浦幌町字厚内、字上厚内、字上厚内本通、字オコッベ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 地滑り</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 山路の沢川（Ⅱ－81－0860）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 中川郡池田町字常盤（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 ポuketナイ2の沢（Ⅱ－72－0450）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 常呂郡訓子府町字開盛（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 熊の川左1の沢（Ⅱ－72－0760）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 常呂郡訓子府町字駒里（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 牧場向いの沢（Ⅱ－72－0780）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域の表示 常呂郡訓子府町字駒里（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>（「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）</p> <hr/> <p>北海道告示第178号</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和3年3月9日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
熊石泉岱（I-2-479-1517）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
二海郡八雲町熊石泉岱町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
熊石相沼3（I-2-480-1518）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
二海郡八雲町熊石相沼町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
熊石館平（I-2-481-1519）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
二海郡八雲町熊石館平町、熊石相沼町、熊石泊川町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
五小澗沢（I-24-0300）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
二海郡八雲町熊石館平町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
神社の沢川（I-24-0310）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
二海郡八雲町熊石館平町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
相沼漁港の沢川（I-24-0330）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
二海郡八雲町熊石館平町、熊石相沼町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
藤村の沢川（II-24-0390）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
二海郡八雲町熊石折戸町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
熊石鳴神1（I-2-494-1532）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
二海郡八雲町熊石鳴神町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

<p>熊石西鳴神（Ⅰ－２－４９５－１５３３）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町熊石鳴神町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 田村の沢川（Ⅰ－２４－００８０）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 二海郡八雲町熊石鳴神町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦幌帯富２（Ⅰ－８－８５－３１４８）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 十勝郡浦幌町字帯富（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦幌留真（Ⅱ－８－７９－２０８６）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 十勝郡浦幌町字留真、字活平（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦幌静内（Ⅱ－８－８２－２０８９）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 十勝郡浦幌町字静内、字下浦幌東五線南、字下浦幌東六線南（次の図のとおり）</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦幌帯富４（Ⅲ－８－４９－７５０）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 十勝郡浦幌町字帯富（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦幌帯富５（Ⅲ－８－５０－７５１）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 十勝郡浦幌町字帯富（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦幌厚内（Ⅲ－８－５１－７５２）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 十勝郡浦幌町字チブネオコッペ（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 浦幌十勝太２（Ⅲ－８－５２－７５３）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 十勝郡浦幌町字十勝太、字十勝（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- 次の図のとおり
- 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
訓子府高園（Ⅰ－7－87－2581）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
常呂郡訓子府町字高園、東幸町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
訓子府穂波（Ⅱ－7－109－1956）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
常呂郡訓子府町字穂波、東幸町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
訓子府西富（Ⅱ－7－110－1957）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
常呂郡訓子府町字西富、字北栄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
鉾山の沢（Ⅱ－72－0400）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
常呂郡訓子府町字大谷（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
沢道の沢（Ⅱ－72－0410）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
常呂郡訓子府町字大谷（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
緑丘沢（Ⅱ－72－0430）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
常呂郡訓子府町字緑丘（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
駒里の沢（Ⅱ－72－0770）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
常呂郡訓子府町字駒里（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号  
藻岩2の沢（Ⅱ－72－0790）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
常呂郡訓子府町字福野（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第179号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指

定)の一部を次のように改正する。

令和3年3月9日

北海道知事 鈴木直道

2 売りさばき人の項株式会社さがわ商会及び苫前町農業協同組合の事項を削り、同項一般社団法人北海道警友会の事項中「同 中空知支部砂川」の次に

「同 旭川中央支部  
同 旭川東支部」を加える。

2 売りさばき人の項オロロン農業協同組合の事項を次のように改める。

るもい農業協同組合 平成15. 8. 1 るもい農業協同組合苫前支所  
同 遠別支所

### 総合振興局告示及び振興局告示

#### 北海道空知総合振興局告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年3月9日

北海道空知総合振興局長 高野瑞洋

#### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

乗用自動車の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 3台分

(2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

(3) 契約期間 令和3年6月21日から令和8年6月19日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 仕様書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年3月9日（火）から同年4月9日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目  
北海道空知総合振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道空知総合振興局総務課需品係

#### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎5階会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局総務課需品係）

(2) 入札日時 令和3年4月19日（月）午前10時30分（送付による場合は、同月16日（金）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 公物管理パトロールカーの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 2台分

(2) 予定時期 令和3年10月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道空知総合振興局のホームページ（<http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道空知総合振興局総務課

(2) 所在地 郵便番号 068-8558 岩見沢市8条西5丁目

(3) 電話番号 0126-20-0022

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Car 3

B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., April 19, 2021  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 16, 2021)

C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8558 Japan  
Phone : 0126-20-0022

北海道胆振総合振興局告示第37号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年3月9日

北海道胆振総合振興局長 花岡 祐志

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称

複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

イ 調達台数及び調達予定枚数

(ア) 入札番号1 1台及び1月当たり 28,000枚

(イ) 入札番号2 4台及び1月当たり 59,000枚

(ウ) 入札番号3 1台及び1月当たり 9,000枚

(エ) 入札番号4 2台及び1月当たり 29,000枚

(ア)から(エ)までについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 令和3年6月1日から令和8年5月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入（設置）場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定によ

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年3月9日(火)から同年4月12日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階 北海道胆振総合振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道胆振総合振興局総務課需品係

#### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階 北海道胆振総合振興局3階大会議室C(送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階 北海道胆振総合振興局総務課需品係)

(2) 入札日時 令和3年4月21日(水)午後2時(送付による場合は、同月20日(火)午後5時までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

#### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 複写機等の賃貸借 一式 6台分

(2) 予定時期 令和4年1月頃(入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。)

#### 8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る

返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道胆振総合振興局のホームページ(<http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyusatakoukouku.htm>)においてダウンロードすることができる。

#### 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

有効な入札をした者のうち、全ての入札金額(単価)が、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格(単価)の制限の範囲内であって、かつ、1月当たりの入札金額(単価)に、1枚当たりの入札金額(単価)に調達予定枚数を乗じて得た金額を加えた合計金額(以下「入札総価額」という。)が最低である者を落札者とする。

なお、1枚当たりの入札金額(単価)に1円未満の計算単位である銭(円の100分の1をいう。)を用いても差し支えない。

また、再度の入札に付し落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うこととし、入札参加者のうち入札総価額が最低である者から見積書を徴する。

#### 10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

#### 11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道胆振総合振興局総務課需品係

(2) 所在地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階

(3) 電話番号 0143-24-9565

#### 12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured:

a Lease of copying machine No. 1 1 set 28,000 sheets

b Lease of copying machine No. 2 4 sets 59,000 sheets

c Lease of copying machine No. 3 1 set 9,000 sheets

d Lease of copying machine No. 4 2 sets 29,000 sheets

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., April 21, 2021  
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 20, 2021)  
C Contact : Administrative Division, Iburi General Subprefectural Bureau, Hokkaido  
Government, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan  
Phone : 0143-24-9565

**北海道オホーツク総合振興局告示第59号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年3月9日

北海道オホーツク総合振興局長 橋本智史

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 入札番号1 乗用自動車の賃貸借 一式 (1月当たりの単価) 16台分
  - (2) 入札番号2 乗用自動車の賃貸借 一式 (1月当たりの単価) 10台分
  - (3) 入札番号3 乗用自動車の賃貸借 一式 (1月当たりの単価) 1台分
- 2 落札を決定した日  
令和3年2月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 1の(1)及び(2)
    - ア 氏名 北見三菱自動車販売株式会社
    - イ 住所 網走市北6条東1丁目
  - (2) 1の(3)
    - ア 氏名 北見日産自動車株式会社
    - イ 住所 北見市常盤町6丁目2番地10
- 4 落札金額
  - (1) 492,800円
  - (2) 319,000円
  - (3) 37,873円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和2年12月22日付け北海道オホーツク総合振興局告示第176号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課
  - (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

**北海道十勝総合振興局告示第1005号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年3月9日

北海道十勝総合振興局長 水戸部 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 入札番号1 乗用自動車の賃貸借 一式 (1月当たりの単価) 1台分
  - (2) 入札番号2 乗用自動車の賃貸借 一式 (1月当たりの単価) 1台分
- 2 落札を決定した日  
令和3年2月25日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名 帯広日産自動車株式会社
  - (2) 住所 帯広市大通南29丁目2番地
- 4 落札金額
  - (1) 35,475円
  - (2) 39,380円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和3年1月29日付け北海道十勝総合振興局告示第1002号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名称 北海道十勝総合振興局総務課需品係
  - (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地

**道 警 察 本 部 告 示**

**北海道警察本部告示第154号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年3月9日

北海道警察本部長 小島裕史

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
北海道警察Web会議システム用機器等 一式
- 2 落札を決定した日  
令和3年2月16日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏名 株式会社HBA

- (2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8
- 4 落札金額  
29,689,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和2年12月25日付け北海道警察本部告示第581号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

**北海道警察本部告示第155号**

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和3年3月9日

北海道警察本部長 小 島 裕 史

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
行政情報ネットワークシステム用端末等 83式
- 2 落札を決定した日  
令和3年2月16日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 NECフィールドディング株式会社
- (2) 住 所 東京都港区三田1丁目4番28号
- 4 落札金額  
52,010,200円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
令和2年12月25日付け北海道警察本部告示第582号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目